

令和7年11月12日

長野県知事

阿部守一様

長野県公共事業評価監視委員会

委員長代理 熊谷圭介

令和7年度 長野県公共事業評価について（具申）

令和7年7月31日に当委員会へ提出された公共事業の評価案に対する意見について
は、別紙のとおりです。

総論

公共事業による社会資本の整備は、県民生活の豊かさを実現するための基盤づくりとして、これまで極めて重要な役割を担ってきました。今後も、安全・安心で豊かな暮らしの実現に向けて、質の高い社会資本ストックを形成し、それを将来世代へ確実に継承していくことが求められます。

一方で、社会資本整備を進めるにあたっては、限られた財源の中で、社会情勢や県民ニーズの変化に的確に対応する必要があります。そのためには、事業の透明性を一層高め、公共事業をより効果的かつ効率的に執行していくことが重要です。

長野県では、公共事業の実施に際し、事業着手前・実施中・完了後の各段階において評価を行う「公共事業評価制度」を構築しており、これに基づき、令和7年度には新規評価5事業5か所、再評価7事業42か所、事後評価10事業10か所について、県から本委員会に意見照会がありました。

本委員会では、これらの案件について、事業の必要性、進捗状況、事業効果の発現状況などの観点から、委員からの多角的な意見を踏まえて審議を行い、すべての案件において県の評価案は妥当であると判断しました。

新規評価・再評価・事後評価に関する委員会としての意見は、それぞれ別紙に取りまとめていますが、審議の過程で、事業費の大幅な増額や工期を延長する箇所が増加傾向にあることを指摘しており、物価高騰など外的要因の影響もあるが、計画段階における熟度の向上や最適な工法の選定、コスト縮減への継続的な取り組み、早期の事業効果発現に向けた推進体制の強化を図られたいなど、具体的な意見や提案が出されました。

本委員会としては、今後の公共事業の実施にあたり、これらの意見を参考に、より効果的かつ効率的な事業執行に努めていただくとともに、整備予定箇所における計画的な事業推進により、事業効果が早期に発現することを期待しています。

(以上)